

福岡県公報

平成29年9月8日
第3924号

目次

告示 (第586号 - 第589号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 知事の職務代理 (人事課) 1
 - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- ### 公告
- 平成29年度砂利採取業務主任者試験の実施 (工業保安課) 2
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
 - 一般競争入札の実施 (教育庁財務課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 7
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
 - 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 7
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
 - 特定危険薬物の指定の失効 (薬務課) 10

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) 10

告示

福岡県告示第586号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	室木下有木線 若宮	前	宮若市沼口397番2先から 宮若市沼口817番1先まで	22.4 ～ 62.0	470.0
			後	宮若市沼口397番2先から 宮若市沼口817番1先まで	22.4 ～ 62.0	

福岡県告示第587号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき、平成29年9月11日から同月22日までの間、知事の職務は、福岡県副知事服部誠太郎が代理する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第588号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字黒ニタ1830から1832まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒ニタ1830から1832まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年9月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潞郡大木町大字大角1830番先から 三潞郡大木町大字大角1551番2先まで

公告

公告

平成29年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日時	場所
平成29年11月10日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成29年9月19日（火曜日）から同年10月13日（金曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成29年10月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成29年12月上旬までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

実習船「海友丸」第2種中間検査及び第3種中間検査工事

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年9月28日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

実習船「海友丸」第2種中間検査及び第3種中間検査工事

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 工期

平成29年11月14日から平成30年1月7日まで

(4) 場所

博多港から200マイル以内の工事請負業者の指定するドック

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することが

できる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年10月20日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
06	03	船舶・その他	AA

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

(4) 過去5年以内に元請として、国、地方公共団体が管理する官公庁船及び独立行政法人船の船舶定期検査工事及び各種検査工事の実績を有し、国際航海に従事する鮪延縄漁業実習を行う船舶に対応できる技術、知識等を有すること。

また、過去1年以上、500トン以上の船舶修繕の事業を継続して行っていること。

(5) 実習船「海友丸」（698トン）が入渠可能な施設（乾ドック又は浮乾ドック）を有すること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立水産高等学校 共同運航事務室

〒811-3304 福津市津屋崎四丁目46番14号

電話番号（代表） 0940-52-0158

電話番号（直通） 0940-52-8870

FAX番号 0940-52-8880

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成29年9月8日（金曜日）から同月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日

- 、午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 現場説明会の日時及び場所
- (1) 日時
平成29年9月12日（火曜日）午後1時00分
- (2) 場所
入札説明書で別途指示する場所
- 9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成29年10月20日（金曜日）午前10時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福津市津屋崎四丁目46番14号
福岡県立水産高等学校 会議室
- (2) 日時
平成29年10月20日（金曜日）午前11時00分
- 12 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 14 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of the contract matter
Intermediate second kind and third kind inspection of the training vessel
Kaiyu maru and maintenance and repair
- (2) Time Limit of Tender :
10:00 AM on October 20,2017
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Suisan High School,
46-14, 4-chome, Tsuyazaki, Fukutsu City, 811-3304, JAPAN

Person in charge Yuzo Shiratani

TEL 0940-52-8870

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社サンリブ	サンリブ瀬高 みやま市瀬高町下庄 2190 番地

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマートうきは
- (2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

築上郡吉富町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(

昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
瀬口勝美	築上郡吉富町大字幸子882番地1
向野政人	築上郡吉富町大字幸子957番地
梅津光雪	築上郡吉富町大字幸子31番地1
出口高美	築上郡吉富町大字幸子425番地1
恒成正司	築上郡吉富町大字広津209番地1
太田克弘	築上郡吉富町大字別府443番地
友田喜広	築上郡吉富町大字榆生144番地1
土屋豊一	築上郡吉富町大字土屋251番地1
是木輝義	築上郡吉富町大字直江158番地1
是木則幸	築上郡吉富町大字直江526番地1
矢頭正純	築上郡吉富町大字広津775番地
守口敏雄	築上郡吉富町大字小犬丸161番地
中山國勇	築上郡吉富町大字小犬丸98番地3
山本勝美	築上郡吉富町大字小犬丸171番地5
若山善一	築上郡吉富町大字小祝599番地2

2 退任監事

氏名	住所
磯田五孝	築上郡吉富町大字鈴熊268番地
奥家昭一	築上郡吉富町大字小犬丸195番地1

3 就任理事

氏名	住所
瀬口勝美	築上郡吉富町大字幸子882番地1
向野政人	築上郡吉富町大字幸子957番地
梅津光雪	築上郡吉富町大字幸子31番地1

出口高美	築上郡吉富町大字幸子425番地1
恒成等	築上郡吉富町大字広津119番地1
太田敏幸	築上郡吉富町大字別府461番地
磯田五孝	築上郡吉富町大字鈴熊268番地
横川信友	築上郡吉富町大字今吉264番地
土屋豊一	築上郡吉富町大字土屋251番地1
是木輝義	築上郡吉富町大字直江158番地1
是木則幸	築上郡吉富町大字直江526番地1
矢頭正純	築上郡吉富町大字広津775番地
守口敏雄	築上郡吉富町大字小犬丸161番地
奥家昭一	築上郡吉富町大字小犬丸195番地1
山本勝美	築上郡吉富町大字小犬丸171番地5
若山善一	築上郡吉富町大字小祝599番地2

4 就任監事

氏名	住所
後藤進	築上郡吉富町大字広津137番地3
友田喜広	築上郡吉富町大字榆生144番地1
中山國勇	築上郡吉富町大字小犬丸98番地3

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
牟田治男	三井郡大刀洗町大字春日720番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字柿添880番68
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡2304番地2大原北宿舍3-22号
下村 大智

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字柿添880番69
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小坂井109番地1ウイング七夕105号
白木 元太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市平方931番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市光行319番地1 井手隆寛

三井郡大刀洗町大字本郷4546番地2サンハイム本郷101 井手 ゆりか

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字南原字熊出1594番2、1596番、1597番1、1597番4から1597番10まで、1598番1、1598番4、1598番7、1598番8、1599番1及び1599番6から1599番8まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字雨窪字四反田379番1及び379番4から379番8まで並びに字川原393番1、393番5から393番11まで、394番14、395番1、395番6から395番14まで、397番1、397番2、397番10から397番17まで並びに大字苅田字川原392番1、392番4から392番9まで、394番1及び394番5から394番13まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区馬借一丁目16番12号シャルム中島102

有限会社ECエステート
代表取締役 百留 明子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩師吉字中尾685番3、字岩松696番3及び696番8から696番10まで、字西岩松735番1、735番3及び735番6から735番15まで並びに字立花木736番1、736番7から736番15まで及び738番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県唐津市松南町101番地1
アルファシティ株式会社
代表取締役 石本 修一

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成29年9月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 失効する特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 1 - (5 - フルオロベンチル) - N - フェニル - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
 - (2) 化学名 2 - (2 - フルオロフェニル) - 2 - (メチルアミノ) シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
 - (3) 化学名 3 - エチル - 2 - (3 - フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類
- 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成29年9月8日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

監査委員

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査（2次分）結果の報告（平成29年3月28日28監総第509号-2）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年9月8日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

29人政第414号
平成29年6月23日

福岡県監査委員

同
同
同

山 下 郎 殿
伊 藤 芳 殿
行 正 龍 殿
岩 元 晴 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり
講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	インターネットによる 物品購入について、適 切な納品検収が行われ ていなかった。	物品等については、そのすべてを大学 事務局において検収するように手続き を改めた。
	学生アルバイトにつ いて、決裁を得ずに任用 を行っていた。	学内教職員に対し、アルバイト等の任 用に当たっては決裁権者の決裁を必ず 受けるよう周知を図った。

29保総第140号
平成29年4月24日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 元 一 儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり
講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	当該団体に対する補助金の実績報告書が、実際の支出と異なる内容で作成されていた。	当該団体に対し、補助金に係る規定や事務手続きの理解を深めるよう、指導を行った。 今後、補助金支出に際してはヒアリングや証拠書類の確認を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行い、再発防止に努める。

29 建総第459号
平成29年6月15日

福岡県監査委員
同 同 同
山 下 郎 殿
伊 藤 芳 殿
行 正 龍 殿
岩 元 晴 一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	有価証券の購入において、理事会の承認を得ることなく、国債を購入していた。	直近の理事会において監査結果を報告するとともに、今後は適正に理事会の承認を得ることとした。 同時に、団体の規程について再度確認し、職員への周知を徹底すること、再発防止に努める。